

港区立芝浜小学校における地域開放の開始について

港区立学校施設の開放に関する規則第1条に規定する目的を達成するため、新たに港区立芝浜小学校の地域開放（遊び場開放及びスポーツ開放）を開始します。

1 地域開放開始日

令和5年1月4日（水）

2 開放施設

体育館（7階）及び校庭（9階屋上）

※ 照明設備を使用した夜間の校庭開放も実施します。

3 利用対象者

（1）遊び場開放

通学区域内に在住する児童及び付き添いのある幼児

（2）スポーツ開放

港区立学校施設等使用事前届出団体

4 利用方法

（1）遊び場開放

開放日当日、直接現地で受付

（2）スポーツ開放

使用希望月の2か月前の5日から、港区施設予約システムにより申込みを受付

5 開放日及び開放時間

（1）遊び場開放

施設	開放日	開放時間
校庭及び体育館	土曜日・日曜日 春季・夏季休業日	① 午前10時から正午まで ② 午後1時から午後5時まで ※10月から3月までは午後4時まで

(2) スポーツ開放

施設	開放日	開放時間
校庭	火曜日から金曜日まで	① 午後6時30分から午後9時まで
	土曜日	① 午前9時から正午まで ② 午後1時から午後5時まで ③ 午後6時30分から午後9時まで
	日曜日・祝日	① 午前9時から正午まで ② 午後1時から午後5時まで
体育館	月曜日から金曜日まで	① 午後6時から午後9時まで
	土曜日	① 午前9時から正午まで ② 午後1時から午後5時まで ③ 午後6時から午後9時まで
	日曜日・祝日	① 午前9時から正午まで ② 午後1時から午後5時まで

※ 現在、学校施設開放運営委員会において、令和5年度中の学校施設開放のオンライン化に向け、開放時間の見直しや開放におけるルールの徹底等について検討しています。

6 使用料について

(1) 遊び場開放

区主催事業のため使用料及び付帯設備使用料は免除となります。

(2) スポーツ開放

ア 施設使用料

港区立学校施設等使用条例施行規則第4条第1項第4号に基づき、港区立学校施設等使用事前届出団体は、使用料が免除となります。

イ 付帯設備使用料

設備の種類	使用単位	使用料(2時間)
校庭(照明)	1面1回	400円

7 周知方法

令和4年10月中旬から順次、地域住民等への説明を開始するほか、広報みなど、区ホームページ、区Twitter及び区設掲示板への掲示により周知します。

8 今後のスケジュール(予定)

令和4年 11月 5日 令和5年1月分申込受付開始

令和5年 1月 4日 地域開放開始